

議案第 99 号

石垣市伝統工芸館指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 石垣市伝統工芸館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 石垣市字登野城 783 番地 1
石垣市織物事業協同組合
代表理事 平良 佳子 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |

令和 7 年 12 月 1 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。